

聖籠町告示第十六号

聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱の一部を改正する告示

聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱（平成十七年聖籠町告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、基準日において基準日を含まない勤務日数が二十日以上との者とする。

第七条第二項中「四月一日の在職期間」を「各基準日における在職期間」に改め、同項の表を次のように改める。

支給月		各基準日における在職期間	
六月基準日（六月一日）	十二月基準日（十二月一日）	一年以上	〇・九五 一・一三
〇・四八	〇・七五	一年以上二年未満	〇・六三
〇・五七		一年未満	〇・四八

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。